

低入札価格失格基準

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるとき)

(平成 18 年 7 月 27 日施行)

(趣旨)

第 1 条 低入札価格取扱要綱 (平成 11 年 1 月 4 日施行) 第 5 条第 2 項の規定による契約内容に適合した履行がされないおそれがあるときとみとめられる場合の判断基準 (以下「失格基準」という。) について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準に用いる用語については低入札価格取扱要綱に定めるところによるものとし、それ以外については次に定めるところによる。

- (1) 設計書 当該工事等の発注に使用した設計図書をいう。
- (2) 諸経費 設計書及び当該工事等の入札に使用した積算内訳の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の総称をいう。
- (3) 直接工事費 設計書に記載された直接工事費をいう。
- (4) 設計合計額 設計書に記載された設計合計額で消費税を除いた金額をいう。
- (5) 最低賃金 最低賃金法 (昭和 34 年 4 月 15 日 法律第 137 号) に基づく賃金をいう。
- (6) 工事成績表 大和町工事検査執行要領 (平成 4 年 6 月 1 日) 第 9 条に基づく大和町工事成績調書をいう。
- (7) 積算内訳書 最低価格入札者が入札に使用した積算内訳書並びに事情聴取において提出された積算内訳書をいう。

(失格基準)

第 3 条 調査の結果、次に該当する場合は失格とする。

- (1) 最低入札価格が直接工事費を下回る場合
ただし、建築一式工事、設備工事その他特殊な工事で設計した諸経費が設計合計額の 3 割を下回る場合はこの限りでない。
- (2) 最低入札価格が予定価格の 2 / 3 の 9 割を下回った場合
- (3) 設計書において指定した材料が、提出された積算内訳書その他の資料において、基準を満たしていない材料を使用している場合。
- (4) 設計書において指定した工法 (仮設工法を含む。) と違う工法を採用しているため、著しく工事等の目的が達成されないおそれがあるとき。
- (5) 設計書に計上されている主たる材料の単価が、積算内訳書においてその 1 / 3 を下回る計上がされているとき。

- (6) 積算内訳書において労務費の単価が最低賃金を下回っているとき。
- (7) 積算内訳書に提示された材料、労務者、主要な資器材の手配先が不明確なとき。
- (8) 積算内訳書に大幅な誤りが発見され、訂正した結果、契約どおりの履行が困難と認められたとき。
- (9) 最低価格入札者の施工した大和町発注の工事等において、過去 2 年間に於いて工期遅延、契約不履行等がある場合。
- (10) 宮城県内の自治体から過去 2 年間に於いて、施工が原因として指名停止処分を受けた事実がある場合。
- (11) 最低価格者の施工した大和町発注の工事等において、過去 2 年間のうち工事成績が著しく不良と評価された工事がある場合。(工事成績評点が 60 点に満たない場合)
- (12) 積算内訳書に産業廃棄物の処理費用の計上が必要とする場合において、これを計上しなかった場合若しくは著しく低価格で積算した場合またはその処理方法が不明確な場合。

(積算内訳書の訂正について)

第 4 条 提出された積算内訳書の訂正は認めないものとする。ただし、不明な部分があった場合は更に詳細な内訳書その他の必要書類の提出を求めるものとする。

2 入札に際し、提出された積算内訳書と事情聴取のために提出された積算内訳書の内容が著しく違う場合は失格とする。

(事情聴取調書)

第 5 条 最低価格者から低入札価格についての事情聴取を行う場合は、資料の提出と同時に別紙事情聴取調書に基づき行うものとする。

(基準以外の事項)

第 6 条 この基準に定めのない事項で契約内容に適合した履行がされないおそれがある場合は委員会においてその判断を行う。

この基準は平成 18 年 7 月 27 日から施行する。